

大津市結婚新生活支援事業補助金 よくある質問

婚姻について

Q1	大津市外で婚姻届を提出・受理した場合は対象になりますか？
A1	申請時点で住民票の住所が大津市であれば、対象になります。
Q2	再婚の場合は対象になりますか？
A2	対象になります。ただし、夫婦のいずれもが、過去にこの補助金（他の自治体における同種の補助金を含む。）を受けていないことが条件です。
Q3	婚姻日における年齢はどのように計算しますか？
A3	戸籍謄本等で婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。 その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

所得について

Q4	所得とはどういったものを指しますか？
A4	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。 個人に複数の所得がある場合には、これらの所得を合算します。 <例> ・給与のある方：1年間の給与・賞与等の収入金額－給与所得控除額 （源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄） ・個人事業主の方：1年間の売上金額－必要経費
Q5	令和6年中に所得が無い場合でも所得証明書の提出は必要ですか？
A5	必要です。
Q6	無職の場合でも所得証明書の提出は必要ですか？
A6	必要です。
Q7	夫婦の所得合計が500万円未満で奨学金の返済をしています。 返済を証明する書類は必要ですか？
A7	所得要件を既に満たしているため、返済を証明する書類は不要です。
Q8	夫婦の所得合計が500万円以上の世帯です。補助の対象になりますか？
A8	対象になりません。 ただし、貸与型奨学金を返済している場合は、令和6年中に返済した額を合計所得から控除した額が500万円未満の場合は対象になります。
Q9	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額はいつからいつまでの期間に返済した額ですか？
A9	令和6年1月から12月までの間に返済した額です。

対象経費等について

Q10	夫婦が29歳以下であれば一律で60万円が貰えますか？
A10	この補助金は一律ではなく、補助対象経費（住居費）に応じて補助金額を決定するものです。対象要件を満たした上で、補助対象経費が年齢によって異なる上限額に達した場合には、最大の金額（29歳以下は60万円、39歳以下は30万円）を交付します。
Q11	夫婦以外（親族等）の名義で契約した住居の取得費、賃借費は対象になりますか？
A11	対象になりません。
Q12	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか？
A12	振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。 ネットバンキングやモバイルバンキング等で支払い、紙の領収書がない場合は、アプリ上の画面等を印刷し提出してください。 <u>支払者（口座名義人）、支払名目、支払日、支払先、内訳、金額が分かる書類が必要です。</u> 1種類の書類で内訳などがすべて確認できない場合は、例えば領収書＋通帳のコピーなど、複数の書類を組み合わせさせていただいても構いません。

住居賃借の場合

Q13	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に配偶者が入居する場合や、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は、補助の対象になりますか？
A13	いずれの場合も対象になります。
Q14	家賃と共益費はいつの分からが補助対象になりますか？
A14	令和7年4月1日から申請日までに既に支払い済みの費用であり、夫婦が婚姻日から起算して1年前以降に同居を開始していた場合は、同居開始日以降に生じた費用が対象になります。 ※同居開始日は住民票で確認します。 ※令和7年4月1日以降新たに住居を賃借された方は、初期費用（礼金等）も対象です。 【夫婦が婚姻日から起算して1年以上前から同居を開始している場合】 原則、婚姻日以後に生じた費用が対象になります。ただし、住宅賃貸借契約書の入居者欄に、本人及び婚約者の記載がある場合など、婚姻を前提に同居していることが確認できる場合に限り、婚姻前の費用も対象とすることができます。

住居取得（購入）の場合

Q15	住居取得費用とはどのような費用を指しますか？
A15	建物の購入費（新築、中古問わず）、工事請負費（新築のみ）を指します。 【対象外（住居取得費用ではないもの）の例】 リフォーム代、土地購入代、外構に係る工事費、住宅ローン手数料
Q16	婚姻前から同居している場合は、補助金の対象経費はどのようになりますか？
A16	婚姻日から起算して1年以内に取得に係る契約を締結していれば、令和7年4月1日から申請日までに支払い済の費用が対象になります。
Q17	他の補助制度との併用は可能ですか？
A17	他自治体等から当事業と同様の補助金を受けている場合は、補助対象になりません。 また、国や県の住宅補助制度を受けられた方についても補助対象にならない場合があります。 特に住居取得（購入）の方はご注意ください。 【併給不可事業例】 <ul style="list-style-type: none">・子育てエコホーム支援事業<国土交通省>・子育てグリーン住宅支援事業<国土交通省>・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（給湯省エネ2025事業）<経済産業省>・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業<環境省>・しがZEH新築支援事業費補助金<滋賀県>
Q18	注文住宅を購入しました。まだ入居していないのですが、申請できますか？
A18	世帯の住民票の住所が新居になった時点で申請可能になります。 合わせて以下の条件もご確認ください。 <ul style="list-style-type: none">・婚姻日前に住居の契約をしている場合は、婚姻日から起算して1年以内に契約をしていること・住居の引き渡し完了しており、建物の所有権が申請者又はその配偶者に移転されていること